

# 全 児 相

(通 卷 第 83 号 別 冊 )

「児童相談所における心理職員の  
配置状況と業務量・内容に関する調査」について

**平成 19 年度 全国児童相談所長会委託調査**  
**児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査の概要**  
**(速報版)**

(主任研究者)才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)  
(研究協力者)根本 顕(日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県保健福祉部)  
有村 大士(日本子ども家庭総合研究所研究員)

**1. 調査の目的**

子ども虐待の問題が深刻化する中、初期対応の強化や家族再統合援助の促進など、児童相談所にはますます高度な専門性が求められ、更なる機能強化が必要となっている。このような現状を踏まえ、児童心理司等心理職について、平成 18 年度の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」では、児童福祉司 3 人当たり児童心理司 2 名の配置を目安にし、さらには同数を目ざして配置すべきことが明記された。本研究は、このような状況を踏まえ、心理職について、現状の配置状況や業務量、業務内容を把握し、問題点・課題を整理するとともに、児童相談所の体制強化に向けて、具体的な議論を行っていくための基礎的資料を得ることを目的とした。

**2. 調査の実施主体**

全国児童相談所長会の委託を受けて、才村純(日本子ども家庭総合研究所)が主任研究者となり、調査を実施した。

**3. 調査方法**

都道府県、政令指定都市、児童相談所を設置している中核市の児童相談所(全 195 ヲ所)を対象とし、児童相談所児童心理司等心理職の配置状況、職員の職務状況、及び児童相談所長の専門性に対する評価と認識に関して調査票を作成し、郵送法にて調査を行った。

**4. 調査票及び調査票記入要項**

別紙のように、調査票は 3 部構成とした。

**5. 回答状況**

調査票送付児童相談所数 195 ヲ所のうち回答のあった児童相談所は 144 ヲ所(回収率 73.8%)であった。

**6. 結果の概要**

平成 16 年の児童福祉法改正で児童相談体制が見直され、相談の一義的な窓口が市町村に移り、児童相談所は、要保護性の高い困難事例への対応並びに市町村支援という役割を求められることになった。虐待事例に対しては、子どもの安全確保のための強権的な対応と、再統合支援の両方を確実に実行することが要請されている。児童相談所が置かれているこのような困難な状況において、心理職員の適正配置や専門性の確保を図るには、今後、心理業務担当職員とソーシャルワーカーの間での業務分担のあり方をはじめ、児童相談所にどのような役割や機能が求められているのかについてのグランドデザインを描出し、その上で、そもそもどのような専門性を児童相談所の心理職に求めるかについての検討を行っていく必要がある。このような本質論を踏まえた上での議論が必要ではあるが、本報告書においては今回の調査において明らかになったいくつかの点に絞って考察を加えている。

(1) 児童相談所における児童心理司の役割

今回得られたデータに統計的な分析（クラスター分析：まだ分類されていない対象を似たもの同士からなるいくつかのグループに分類することを目的とした統計手法）を加えたところ、心理職は、大きく4つのタイプに分類されることがわかった。①療育手帳判定の比率が高い心理職、②対保護者、在宅支援の比率が高い心理職、③一時保護時の同行、家庭復帰支援業務、関係機関との連携、会議の比率が高い心理職、④子どもに対する個別ケース対応が多い心理職である（表1）。これらの内④タイプ、つまり子ども対応が中心の心理職の数が多く、②タイプ、つまり保護者支援を行なっている心理職は極めて少なくなっている。

このことは、タイムスタディの結果（表3）からも明らかである。すなわち、心理職の業務としては子どものアセスメントが一番多く、次に子どもへの心理面接と続く。保護者のアセスメント、保護者への心理面接はほとんど取り組まれていない。

しかし、今般の児童虐待防止法改正においても、措置解除時の判断における保護者指導の効果の勘案などが盛り込まれるなど、保護者への指導・支援が強く求められており、現に児童相談所長の心理職に対する期待についても「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング」「虐待のアセスメント」「家族再統合に向けてのペアレンティング」など、虐待事例に係る親支援やアセスメントが上位を占めている（表2）。

いずれにしても、虐待事例における保護者への指導・支援は心理職にとっても喫緊の課題である。

表1. クラスター(群)ごとの業務内容の平均 (割合)

クラスター (群)	一時保護時の 同行	個別ケース対応					会議	その他 療育手帳判定
		対子ども	対保護者	在宅支援	家庭復帰 支援業務	関係機関 との連携		
①群	0.0%	10.7%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	3.1%	82.1%
②群	0.3%	44.5%	17.5%	8.8%	0.5%	1.5%	8.1%	10.9%
③群	11.1%	31.3%	8.3%	6.1%	4.8%	6.6%	18.4%	12.1%
④群	0.3%	49.1%	5.3%	3.2%	0.7%	2.2%	10.5%	15.4%

※統計的な分析の結果、平均値の有意な差が認められ、もっとも上位のグループを網掛けした。例えば、「一時保護時の同行」であれば、③群が最も高く他の群との有意差がある。

表2. 今後の要充実性(児童相談所長の回答 6段階評価で数字が大きいほど充実性が望まれている)

	平均値	最頻値
心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.51	5
心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.46	5
心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.74	5
心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.75	6
心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	4.88	5
心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	4.57	5
関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	4.75	5
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	4.86	5
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	5.04	6
虐待を受けた子どものケア	5.05	5
虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	5.14	6
虐待をする親へのグループ指導	4.63	5
家族再統合に向けてのペアレンティング	5.04	5

表 3. タイムスタディ(カテゴリー別割合%)

		項目	平均値	計
ア セ ス メ ン ト	子ども	A. 個別ケース対応(対子ども/診断面接)	4.4%	43.6%
		A. 個別ケース対応(対子ども/心理検査観察)	8.3%	
		A. 個別ケース対応(対子ども/記録作成)*	16.5%	
		E. その他(療育手帳判定業務)	10.0%	
		E. その他(特別児童扶養手当判定業務)	1.4%	
		E. その他(3歳児等精密健診)	2.9%	
	保護者	A. 個別ケース対応(対保護者/診断面接)	1.1%	4.0%
		A. 個別ケース対応(対保護者/心理検査観察)	0.2%	
		A. 個別ケース対応(対保護者/記録作成)*	2.7%	
親子	A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭復帰・里親委託アセスメント)	0.4%	0.8%	
	A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/記録作成)	0.4%		
心 理 療 法 等	子ども	A. 個別ケース対応(対子ども/心理療法、カウンセリング、助言指導)	8.9%	26.3%
		A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭への同行・面会)	0.9%	
		A. 個別ケース対応(対子ども/記録作成)*	16.5%	
	保護者	A. 個別ケース対応(対保護者/記録作成)*	2.7%	9.6%
		A. 個別ケース対応(対保護者/心理療法、カウンセリング、助言指導)	4.8%	
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭訪問・助言指導)	0.9%	
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭への電話連絡・助言指導)	1.2%	
	親子	A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭訪問・助言指導)	0.9%	2.7%
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭への電話連絡・助言指導)	1.2%	
		A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/記録作成)	0.4%	
		A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/復帰後委託後の訪問等援助)	0.2%	
	地 域 援 助	A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭面会)	1.2%	8.2%
A. 個別ケース対応(対子ども/施設職員・里親との連絡調整)		1.2%		
A. 個別ケース対応(在宅支援/市町村との連絡調整)		0.8%		
A. 個別ケース対応(在宅支援/保育所・幼稚園・学校との連絡調整)		1.6%		
A. 個別ケース対応(在宅支援/その他の機関との連絡調整)		0.6%		
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/退所施設との連絡調整)		0.1%		
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/地域の社会資源との連絡調整)		0.1%		
B. 関係機関との連携(市町村との連絡調整)		0.7%		
B. 関係機関との連携(児童福祉施設との連絡調整・支援指導)		1.0%		
B. 関係機関との連携(保育所・幼稚園・学校との連絡調整)		0.7%		
B. 関係機関との連携(その他の機関との連絡調整)	0.4%			
そ の 他	C. 会議(所内会議)	8.2%	15.9%	
	C. 会議(都道府県市内児相心理職会議)	0.6%		
	C. 会議(外部機関との連絡会議)	1.2%		
	C. 会議(その他の会議)	0.7%		
	E. その他(都道府県独自事業等対応時間数)	1.3%		
	E. その他(他心理職へのスーパーバイズ・訓練等)	1.1%		
	E. その他(その他)	2.1%		
	A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭、地域調査) 一時保護時の同行	0.2% 0.4%		

\* 個別ケース対応(対子ども/記録作成)と個別ケース対応(対保護者/記録作成)は、分類困難のため重複計上

(2) 望まれる児童心理司の増員と体制整備

児童福祉司 1 人あたりの相談受理件数の平均は 98.4 ケースであるのに対し(表 4)、児童心理司 1 人あたりの相談受理件数の平均は 134.0 ケースとなっている(表 5)。

児童福祉司に対する児童心理司(常勤専任)及び心理療法担当職員(常勤専任)の比率を見てみると、児童福祉司 3 人に児童心理司 1 人という割合をかりうじて上回る程度であり(表 6: G/(A+B))、「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」で提言された児童福祉司 3 人当たり児童心理司 2 名の配置には程遠かった。また、「児童心理司」の平均は 11.3 人であったが、「常勤専任」としての配置となると、そのうち 3.2 人とどまり(表 5)、児童相談所の児童心理司は非常勤職員や嘱託職員に負うところが大きいことが明らかになった。

表 4. 配置している児童福祉司数

	平均値
児童福祉司数(ケース担当)	9.0
児童福祉司数(ケース担当なし)	0.8
児童福祉司数	9.8
ケース担当 1 人あたりの相談受理件数	98.4
ケース担当 1 人あたりの虐待相談受理件数	11.4

表 5. 配置している児童心理司数

	平均値
常勤専任	3.2
兼務: 児相業務従事平均時間による[常勤換算]	2.8
常勤・兼務以外: 平均勤務時間による[常勤換算]	5.3
児童心理司	11.3
児童心理司 1 人あたりの相談受理件数	134.0
児童心理司 1 人あたりの虐待相談受理件数	15.1

表 6. 職員配置の合計値

	合計
A. 児童福祉司(常勤/ケース担当)	1,248
B. 児童福祉司(常勤/ケース担当なし)	76
C. 児童福祉司数	1,404.0
D. 相談員(常勤/ケース担当)	84
E. 相談員(常勤/ケース担当なし)	56
F. 相談員	1,070.7
G. 児童心理司(常勤専任: 人数)	458
H. 児童心理司	1,622.5
I. 心理療法担当職員(常勤専任)	33.0
J. 心理療法担当職員	273.3
K. 一時保護所心理療法担当職員	221.3

※兼務、非常勤、嘱託は常勤換算した値を使用

また、一時保護所に心理療法担当職員を配置している児童相談所は 32 ヶ所 (22.2%) であり、「常勤専任」に限ると「あり」3 ヶ所 (2.1%) にとどまっている(表 7)。虐待事例では子どもの行動等に問題が表出するケースもあり、対応に苦慮する場合も多い。一時保護所においても行動の背景にある心理的な問題を分析しながらきめ細かい対応が必要である。従って、一時保護所における心理職の配置の促進を一層図る必要がある。

表 7. 一時保護所心理療法担当職員の配置

	あり		なし	
	度数	割合	度数	割合
常勤専任	3	2.1%	141	97.9%
兼務	0	0%	144	100%
常勤・兼務以外	35	24.3%	109	75.7%
一時保護所心理療法担当職員の配置	32	22.2%	107	74.3%

心理担当業務の充実が求められている中で、フリーアンサーからは、人員不足や体制の脆弱さが多くの児童相談所から異口同音に語られている。また、常勤配置がなされていないことの弊害も数多く指摘されている。とりわけ家族再統合援助などにおいては、良好な関係性を構築し、連続性を持った支援を保障するためにも心理担当職員の常勤配置を推進し、抜本的な増員を図ることが急務である。平成 18 年度の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」の議論を反映させ、児童心理司の配置を今すぐに児童福祉司と同数にすることは難しいとしても、児童福祉司 3 人に対して児童心理司を 2 人配置することを早急に行なうことが求められる。

### (3) 心理担当職員の専門性を担保すること

児童相談所長から見て、心理職としての基本的態度や心理検査・心理面接によるアセスメント機能に関する専門性は高く評価されているが、虐待への対応、特に保護者への支援については不十分と認識されている傾向が明らかになった(表 8)。また、虐待ケースへのアセスメントをはじめ、市町村や関係機関との良好なネットワーク構築のためコンサルテーション機能、コーディネート機能を高めるなど多様な機能が求められている。さまざまな機能を発揮するには、療育手帳判定や子どもへの対応に追われている今の体制では極めて困難であり、抜本的な増員が必要である。

あわせて、心理職員自体の専門性を高める努力も重要である。特に、実践経験の少ない児童心理司・心理療法担当職員の専門性を担保するためには、スーパーバイザーのもとで実践経験を蓄積していくことや、研修機会を確保していくことなどが有効と思われる。

とりわけ、専門性を担保するうえでスーパーバイザーの役割は大きい。しかし、「心理職へのスーパーバイザー 1 人あたりの相談受理件数」は児童福祉司スーパーバイザーの約 2 倍となる平均 1072.3 ケースという膨大な数となっている(表 9、表 10)。ケースを担当しながらスーパーバイザーの役割を求められている職員も多いため、スーパーバイザー機能を果たすことは難しいのが現状と言える。心理職員に対するスーパービジョン体制を確立するためには、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準のように、児童心理司スーパーバイザーにも配置基準を設定し制度化することが必要である。

表 8. 専門性の達成度(児童相談所長の回答 6段階評価で数字が大きいほど達成度が高いという評価)

	平均値	最頻値
心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.47	5
心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.01	4
心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.30	4
心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.41	5
心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	3.89	4
心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	3.34	3
関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	3.63	3
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	3.53	4
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	4.02	4
虐待を受けた子どものケア	3.94	4
虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	3.33	3
虐待をする親へのグループ指導	2.48	1
家族再統合へ向けてのペアレンティング	2.89	3

表 9. 配置している児童福祉司スーパーバイザー

	平均値
配置している児童福祉司スーパーバイザー(ケース担当)	0.7
配置している児童福祉司スーパーバイザー	1.7
配置している児童福祉司スーパーバイザー1人あたりの相談受理件数	535.4
配置している児童福祉司スーパーバイザー1人あたりの虐待相談受理件数	62.1

表 10. 配置している心理職へのスーパーバイザー

	平均値
配置している心理職へのスーパーバイザー(ケース担当)	0.2
配置している心理職へのスーパーバイザー	0.4
配置している心理職へのスーパーバイザー1人あたりの相談受理件数	1072.3
配置している心理職へのスーパーバイザー1人あたりの虐待相談受理件数	109.1

**「児童相談所における心理職員の  
配置状況と業務量・内容に関する調査」**

**調査票**



[調査票A]

児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査

先般の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」(平成18年4月28日)では、児童相談所においては児童福祉司3人当たり児童心理司2名の配置を目安にし、さらには同数を旨として配置すべきことが明記されました。

本研究は、この提言を受けて、心理職の配置数や、児童福祉司と児童心理司の割合についての実態を把握し、業務内容・量の相関関係を中心に解析を行ない、児童心理司等心理職員増配置の要望につなげることを目的とします。年度末のお忙しい中誠に申し訳ありませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本研究に関するお問い合わせ先: 日本子ども家庭総合研究所 有村(アリムラ)

TEL: 03-3473-8347 / FAX: 03-3473-8408 / E-mail: arimu@mac.com

※なお、繋がらない場合もございますので、なるべくE-mail、FAXにてお問い合わせください。

自治体名: [ ] 児童相談所名: [ ]

[フェイスシート]

Q1. 貴所の管轄人口と18歳未満人口をご記入下さい。(小数点第1位を四捨五入)

管轄人口 [ ] 千人 18歳未満人口 [ ] 千人

※ 人口は、総務省統計局「人口推計月報」平成18年9月1日現在(確定値)による。

Q2. 18年度上半期(4月~9月)の相談受理事件数をご記入下さい。

養護ケース	うち虐待				非行ケース	その他
	身体的	ネグレクト	性的	心理的		

Q3. 配置されている児童福祉司、及び児童福祉司スーパーバイザー等の人数をご記入下さい。

	常勤		常勤以外			
	ケース担当	ケース担当なし	ケース担当		ケース担当なし	
			人数	平均勤務時間による 〔常勤換算〕	人数	平均勤務時間による 〔常勤換算〕
児童福祉司	人	人	人	人	人	人
相談員	人	人	人	人	人	人
心理職へのスーパーバイザー	人	人	人	人	人	人
児童福祉司スーパーバイザー	人	人	人	人	人	人

※児童福祉司スーパーバイザーに換算した人数は、児童福祉司の人数に加算しないでください。

Q4. 配置されている心理職員の職名、人数、及び勤務時間をご記入下さい。

職名	常勤専任		兼務	常勤・兼務以外	
	人数	人数	児相業務従事 平均時間による 〔常勤換算〕	人数	平均勤務時間 による 〔常勤換算〕
児童心理司	人	人	人	人	人
心理職へのスーパーバイザー	人	人	人	人	人
児童福祉司スーパーバイザー	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人
一時保護所心理療法担当職員 【職名：】	人	人	人	人	人

